

協議第 27 号

経費の区分について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 12 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	<p>1 消防事務の委託に関する経費については、経費の性質に合わせ、委託料と負担金とに区分する。</p> <p>(1) 委託料</p> <ul style="list-style-type: none">・毎年度継続して固定的に支出される経常的経費に係る経費であり、原則として人件費や物件費等に適用する。 <p>(2) 負担金</p> <ul style="list-style-type: none">・主として政策的経費とされる経費であり、工事請負費、車両購入費等に適応する。・公債費については、工事請負費や車両購入費により取得する財産に係るものが、ほとんどを占めることから、経費の区分は負担金とする。
---------	--

(調整理由)

1 経費の区分について

- ・消防事務の委託に関する経費については、その性質上、毎年度発生する経費と数年毎に発生する経費が存在することから、それらを区分することが適当である。

経費区分表

経費項目	委託料	負担金
報酬	○	
給料	○	
職員手当等	○	
共済費	○	
賃金	○	
報償費	○	
旅費	○	
需用費	○	
役務費	○	
委託料	○	○ (大規模修繕/新築/改装)
使用料及び賃借料	○	
工事請負費	○ (維持修繕)	○ (大規模修繕/新築/改装)
備品購入費	○ (署所備品)	○ (車両/大型装備品)
負担金補助及び交付金	○	
公債費		○